

会 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条

本規定は、定款第 3 章の規定に基づき、本会の会員管理において必要な事項を定め適正に運用することを目的とする。

(入会手続き)

第 2 条

本会に入会しようとする者は、定款第 5 条(種別)により、以下の手続きを行う。

1. 正会員

- (1) 厚生労働大臣から交付された「臨床工学技士免許証」に記載の「臨床工学技士名簿登録番号」、を「公益社団法人鹿児島県臨床工学技士会入会申込書」に明記し、本会事務局に提出する。
- (2) 本会事務局は、申込書の記載内容を登録すると共に、別途定められた所定の手続きを行う。又、併行して入会者名簿を取りまとめ理事会へ提出し承認を得る。
- (3) 入会日は、次項の場合を除き、入会金と年会費納入日とする。(6 月及び 11 月の K-net 引き落とし日とする)

2. 賛助会員

- (1) 「公益社団法人鹿児島県臨床工学技士会賛助会員入会申込書」に必要事項を記入し本会事務局へ提出する。
- (2) 事務局は、申込書の受付日時を登録すると共に別途定められた手続きを行う。併行して入会者名簿を取りまとめ理事会へ提出し承認を得る。
- (3) 入会日は、前項の手続きにおいて賛助会費の納入が完了した時点とする。
- (4) 入会申し込みがあった場合、退会届が提出されるまで継続加入とする。
- (5) 退会時は速やかに別途定める退会届を本会事務局へ提出するものとする。

3. 名誉会員

総会において特別会員に推薦されたときは、会長よりその旨を通知する

(会員異動及び退会)

第 3 条

勤務先、住所、郵送先、姓名等が異動、又は退会を希望する場合、速やかに別途定める変更・退会届を本会事務局へ提出するものとする。事務局は変更・退会届の受領後、所定の手続きを行う。

(入会金・経費の負担)

第4条

定款7条により会員は、その種別に応じて次の各号に定める経費を支払わなければならない。

- 1.正会員は、総会の議決により別に定められた入会金及び年会費
- 2.賛助会員は、総会の議決により別に定められた賛助会費
- 3.特別会員は、経費の負担を要しない。

(会員管理)

第5条

本会は会員管理を適正かつ円滑に遂行するため、社団法人日本臨床工学技士会と別途定める方法で、情報を交換するものとする。

第2章 補則

第6条

この規定の施行に関し必要な規則は、理事会の議決を経てこれを定める。

第7条

この規定を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

附則

- 1.この規定は、平成23年4月1日から施行する。